

No. 959 (2017. 4.18)

## 欧州諸国の退位制度

はじめに

I 英国

II オランダ

III ベルギー

IV ルクセンブルク

V スペイン

VI リヒテンシュタイン

おわりに

- 本稿で取り上げたヨーロッパの君主制国では、特に条件を付することなく君主の自由な意思による退位が可能となっている。その根拠となる法令の形式は憲法、法律、王室の家憲、慣習法と様々である。
- 退位に関する法令の規定がある場合、退位の法的効果又は手続を定めている。退位の手続としては、議会が関与する国がある。退位に大臣の副署を必要とするかは、国により異なる。
- 君主が公務からの引退のため又は退位の前段階として職務の遂行を君主の地位の継承予定者に委任することができる代行・代理制度がある国がある。

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
議会官庁資料調査室 専門調査員 やまだ としゆき 山田 敏之

## はじめに

ヨーロッパ諸国では、中世以降の王権神授説の時代には、王位は神から託された神聖な終身の職務であり、退位は神の秩序への違反であり、人意による退位を原因とする王位継承は神の恩寵の下にある死を原因とする王位継承と同一とはみなせないとして、自発的退位は許されないと考えられていた<sup>1</sup>。しかし、19世紀に立憲君主制に移行した後<sup>2</sup>、君主の自発的退位が可能とされるようになった国があり、今日までにいくつかの国で実際に君主の自発的な退位が行われている。

本稿では、ヨーロッパの君主制国のうち自発的退位の例がある英国、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペインと代行を置いて君主が公務から引退する制度のあるリヒテンシュタインについて、退位の例及びその法令上の根拠・手続を紹介する。

## I 英国

### 1 退位の例

英国では、1936年にエドワード8世(Edward VIII, 1894-1972. 在位1936.1-12)が離婚歴のあるウォリス・シンプソン(Wallis Simpson) (米国生まれだが、2度目の結婚により英国国籍を保有)との結婚を望んだが、当該女性を王妃とすることは英国国民にとって受け入れ難いものであった。しかし、国王の結婚の意思は固く、ボールドウィン(Stanley Baldwin)首相らの反対にあっても、国王の決意は揺るがなかった。国王は、結婚はするが王妃にしないという立法を議会が行う見込みについて首相に質問し、首相は後日、調査の結果としてその見込みはないと回答した。これにより国王にとって結婚を断念するか、退位するか二者択一となり、国王は退位を選択した<sup>3</sup>。英国史上、これが自発的退位の唯一の例である<sup>4</sup>。

### 2 退位制度

#### (1) 法令上の根拠

国王の退位について規定する法や慣習は存在しないが、逆に国王がいかなる理由であれ退位を希望する場合には、これを妨げる憲法上・法律上の支障はないとされている<sup>5</sup>。しかし、英国

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成29(2017)年3月15日である。

<sup>1</sup> Carola Schulze, “Die Abdankung in den rechtlichen Ordnungsvorstellungen vom Gottesgnadentum bis zum deutschen Konstitutionalismus,” Susan Richter und Dirk Dirbach (Hg.), *Thronverzicht: die Abdankung in Monarchien vom Mittelalter bis in die Neuzeit*, Köln: Böhlau, 2010, S. 65-68. ただし、この時代にも神聖ローマ帝国皇帝カール5世(Karl V. 1556年)やスウェーデン女王クリスティーナ(Kristina. 1654年)など自発的な退位が行われた例はある。

<sup>2</sup> Schulze, *ibid.* は19世紀の初期立憲制の時代に君主が統治不能の状態になった場合には退位が認められると解釈されるようになったとし、この原因として君主の地位が憲法に規定され、憲法の拘束と自己規制を受けることにより、君主の権力が神の影響圏から一部脱し、人間化したためと論じている。

<sup>3</sup> R. T. E. Latham, “The Abdication of King Edward VIII in Commonwealth Law and Convention,” W. K. Hancock, *Survey of British Commonwealth Affairs*, Vol. I, London: Oxford University Press, 1937, pp.621-627.

<sup>4</sup> エドワード2世(Edward II, 1284-1327.9. 在位1307-1327.1)とリチャード2世(Richard II, 1367-1400. 在位1377-1399)が強制されて退位した例がある(*Halsbury’s Laws of England*, 5<sup>th</sup> ed., vol.29, London: LexisNexis, 2014, Para. 19, p.12)。

<sup>5</sup> *ibid.*, pp.11-12.

は議会主権の国であり、王位に関する権原 (title to the throne) は議会から与えられるので、退位には議会が制定した法律の根拠が必要とされる<sup>6</sup>。

エドワード 8 世の退位の際には、

- ①王位継承について規定する王位継承法<sup>7</sup>に、退位の結果生ずる王位継承についての規定がない。そのため、退位は死去の場合と同じく、「国王の死 (demise of the crown)」に該当し、これにより王位継承の次の順位にある王族が王位を継承することを規定する、
  - ②エドワード 8 世には子がなかったが、今後子が生まれた場合、その子及びその子孫を王位継承から排除するために王位継承法を改正する必要があるため、その旨を規定する、
  - ③退位後は、王族の結婚に国王の同意を必要とする 1772 年王室婚姻法<sup>8</sup>がエドワード 8 世やその子及びその子孫に適用されないことを明確にする、
- という趣旨<sup>9</sup>の法律 (1936 年国王陛下退位宣言法<sup>10</sup>) が制定された。これによりエドワード 8 世が自ら作成した王位を放棄する旨の退位証書が有効となった。

この法律は、エドワード 8 世の退位を対象にして制定されたものであり、以後、退位が行われる場合には、そのときまでに一般法が制定されていない限り、その都度法律を制定する必要がある。

## (2) 退位手続

1936 年 12 月 10 日、エドワード 8 世は 3 人の弟の王子を証人として「英国、アイルランド、海外の英自治領の国王、インド皇帝である私、エドワード 8 世は、ここに王位を私自身及び私の子孫のために放棄する撤回することができない決心とこの退位文書が速やかに効力を与えられることの希望を表明する…」との退位証書<sup>11</sup>を自ら作成し署名した。さらに議会両院に対し、この退位証書を引用した上で、長く悩んで考えた末に退位を決意した、決断を国民が理解してくれることを望んでいる、遅延なく退位証書が有効とされ、弟のアルバート王子 (Albert. 即位後、ジョージ 6 世 (George VI)) が王位継承するための速やかな措置が採られることを求める、などといった内容の書簡<sup>12</sup>を送った。この日のうちに政府により 1936 年国王陛下退位宣言法案が議会に提出され、翌 11 日にはこの法案が上下両院を通過し、上院内の王立委員会により国王の裁可がなされ<sup>13</sup>、法律が成立し、退位は有効となった。そして、この日、エドワード 8 世はラジオで国民に向けてスピーチを行った<sup>14</sup>。

また、王位継承に関する法改正は、1936 年当時、ウェストミンスター憲章<sup>15</sup>の前文の規定により自治領 (Dominions)<sup>16</sup>の各議会の同意 (事後でも可) も受ける必要があり、同年 12 月 11

<sup>6</sup> Latham, *op.cit.*(3), p.616.

<sup>7</sup> Act of Settlement (June 12, 1701) (12 & 13 Will. 3 c. 2)

<sup>8</sup> Royal Marriages Act 1772 (12 Geo. 3 c. 11)

<sup>9</sup> 法案の規定とボールドウィン首相の法案の趣旨説明 (House of Commons, *Hansard*, 5<sup>th</sup> Series, Vol.318, 11 December 1936, column 2203) による。

<sup>10</sup> His Majesty's Declaration of Abdication Act 1936 (1 Edw. 8 & 1 Geo. 6 c. 3)

<sup>11</sup> 国立公文書館で退位文書のデジタル画像が提供されている (“Edward VIII gives up the throne.” National Archives website <[https://www.nationalarchives.gov.uk/museum/item.asp?item\\_id=45](https://www.nationalarchives.gov.uk/museum/item.asp?item_id=45)>)。

<sup>12</sup> House of Commons, *op.cit.*(9), column 2175; House of Lords, *Hansard*, 5<sup>th</sup> Series, Vol.103, column 725.

<sup>13</sup> Latham, *op.cit.*(3), p.626.

<sup>14</sup> “Edward VIII abdication speech 11 December 1936.” BBC website <<http://www.bbc.co.uk/programmes/p027m2gp>>

<sup>15</sup> Statute of Westminster 1931 (22 & 23 Geo. 5 c. 4)

<sup>16</sup> 1936 年当時の自治領はカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、アイルランド、ニューファン

日オーストラリア<sup>17</sup>、同月 12 日にアイルランド<sup>18</sup>、翌 1937 年に南アフリカ<sup>19</sup>、カナダ<sup>20</sup>、ニュージーランド<sup>21</sup>の各議会が同意をした。今後退位が行われ、王位継承に関わる法律が制定される場合には、英国国王を元首とする英連邦王国 (Commonwealth realm) 各国で国内法での対応が必要とされる。

## II オランダ

### 1 退位の例

ベアトリクス女王 (Beatrix, 1938-. 在位 1980-2013) は「国に対する責任を新しい世代の手に渡すべきと確信した」<sup>22</sup>として 2013 年に 75 歳で退位した。オランダでは、これ以前にウィレム 1 世 (Willem I, 1772-1848. 在位 1815-1840)、ウィルヘルミナ (Wilhelmina, 1880-1962. 在位 1890-1948)、ユリアナ (Juliana, 1909-2004. 在位 1948-1980) の 3 人の国王・女王が退位している。このうち、ウィレム 1 世は、自身が頑強に反対していたベルギーの分離・独立を国際的な圧力の下に認めさせられ、長期にわたる軍事動員で国家財政を危機に陥れ人望を失って退位し

---

ドランドにより構成された。

<sup>17</sup> オーストラリア議会は 1936 年 12 月 11 日国王陛下退位宣言法による王位継承に関わる法の変更同意する旨決議した (*Parliamentary debates*, 14<sup>th</sup> Parliament, 1<sup>st</sup> Session, Canberra, pp.2893-2894, 2901)。なお、オーストラリアには、この措置とは関係なく、1936 年国王陛下退位宣言法が自動的に適用されている (ウェストミンスター憲章第 4 条、第 10 条)。

<sup>18</sup> アイルランドは 1936 年 12 月 11 日にこの機会を利用して憲法を改正し (Constitution (Amendment No. 27) Act, 1936 (Number 57 of 1936))、国王の行政権能を外交権能を除きアイルランド議会・政府に移し、翌 12 日に制定した行政権 (外交関係) 法 (Executive Authorities (External Relations) Act, 1936 (Number 58 of 1936)) 第 3 条第 2 項により同法の成立とともにエドワード 8 世の退位と仮に 12 月 10 日に死去したとした場合の王位継承者が国王となることが有効となる旨を定めた。この規定の不明確さのため退位と即位が有効となった日付については諸説がある (Latham, *op.cit.*(3), pp.629-630)。

<sup>19</sup> カナダ議会は 1937 年 3 月 31 日に制定した 1937 年王位継承法 (Succession to the Throne Act, 1937 (1 Geo. VI, c. 16)) により同意した。なお、当時、英国議会在が制定した法律をカナダに適用するためには当該法律の制定を要求しかつ制定に同意している旨を当該法律に書き込む必要があったが (ウェストミンスター憲章第 4 条)、カナダ政府は、議会開会中でなかったため、1936 年 12 月 10 日に政令 (Order in Council regarding Canadian Request and Consent for Enactment of United Kingdom Legislation altering Succession (1936) (P.C. 3144)) で法律の制定を要求し、かつ、制定に同意し、その旨が 1936 年国王陛下退位宣言法の前文に書き込まれた。これにより同法はカナダに適用されることになっていた。

<sup>20</sup> 南アフリカでは 1934 年南アフリカ地位法 (Status of the Union Act, 1934 (Act No.69 of 1934)) により英国の立法が適用されるためには南アフリカ議会での法律で適用を規定する必要があるとする一方 (第 2 条)、同法第 5 条により改正された南アフリカ法 (South Africa Act (9. Edw. VII c. 9)) 第 2 条では国王の継承者は英国の王位継承に関する法律で決定された継承者であると規定されていたが、南アフリカ政府は 1936 年国王陛下退位宣言法の直接の適用はないという解釈を取っていた (Latham, *op.cit.*(3), p.617)。1937 年 2 月 6 日に南アフリカ議会は 1937 年エドワード 8 世国王陛下退位法 (His Majesty's King Edward the Eighth's Abdication Act, 1937 (Act No.2 of 1937)) を制定し、1936 年国王陛下退位宣言法の内容を追認した。ただし、この南アフリカの法律では国王の退位は、前述 (1) ①の点について立法は不要であるとして、国王が退位証書を作成した 1936 年 12 月 10 日に退位の効力が発生したと規定している。

<sup>21</sup> ニュージーランドには 1936 年国王陛下退位宣言法が自動的に適用されるため法律上は必要ないが (ウェストミンスター憲章第 4 条、第 10 条)、ニュージーランド政府は同法成立前に英国政府に同意する旨を伝えた。ニュージーランド議会は直近の議会の召集日であった 1937 年 9 月 9 日に両院で政府の同意を追認する決議を行った (Legislative Council and House of Representatives, *Parliamentary Debates*, 2d Session, 25th Parliament, Wellington, 1938, pp.5, 7)。

<sup>22</sup> "The queen's abdication speech in full," *TheDutchNews.nl*, 28 January 2013. <[http://www.dutchnews.nl/news/archives/2013/01/the\\_queens\\_abdication\\_speech\\_i/](http://www.dutchnews.nl/news/archives/2013/01/the_queens_abdication_speech_i/)>

たものである<sup>23</sup>。ウィルヘルミナとユリアナの両女王は加齢による体力の衰えを理由とした<sup>24</sup>。

## 2 退位制度

### (1) 法令上の根拠

現行憲法<sup>25</sup>では「退位には、王位継承について前条までの規定〔筆者注：死去の場合の規定〕を準用する。退位後に生まれた子及びその子孫は、王位継承から除外される。」（第 27 条）と規定されている。

1840 年にウィレム 1 世が退位した際には、憲法に規定はなかったため、不文の憲法的な規則により国王に退位の権利があったと考えられている<sup>26</sup>。1848 年憲法に初めて「退位」という言葉が登場するが、議会の召集との関係で国王の死去の場合と退位の場合を並列して規定するにすぎないものであった（第 97 条）。その後、1887 年憲法で「退位は、王位継承に関して死去と同一の効力を有する。」（第 16 条）という規定が設けられ、1922 年憲法で退位後に生まれた子の王位継承からの除外規定が加えられ（第 15 条）、さらに 1983 年の改正で退位を死去と同一と規定するのは品位を欠くという理由で上記のような準用規定に改められた<sup>27</sup>。

1983 年の憲法改正の際には、王位継承権者の継承権の放棄を認めるべきだという提案があった。しかし政府は、①王位継承は公的な性格を有し王室の定まった義務であり、王位継承権者がその権利を放棄すると王位継承順位に影響するので、王位継承権者の判断のみで決めるべきでないこと、②国王が具体的な状況においてあらゆる要素を考量して判断すること、自身の決定によって将来空位が生じることになるかもしれないことも考えずに権利を放棄するのは大きな違いがあること、③王位を継承してから退位することができるので王位継承権者の不当な自由の制限にはならないこと、を理由としてこの提案を退けている<sup>28</sup>。

### (2) 退位手続

ベアトリクス女王の場合は、2013 年 1 月 28 日にテレビで事前に録画された退位のスピーチが放映され<sup>29</sup>、同年 4 月 30 日に退位式が行われた。

法的な退位手続としては、退位証書への署名以外になく、これで退位は有効になる。退位証書は、王宮殿での退位式の場で作成される。ベアトリクス女王の退位の際には、憲法の規定に従って自らが退位し、その瞬間に後継者である長男に王位が移ることを宣言する旨の退位証書に女王と皇太子夫妻、そして証人として議会両院議長、閣僚、國務院副院長（院長は国王）、海外自治領の代表者、北ホラント州知事、アムステルダム市長、王室官房長が署名した。この証書は、官報には掲載されない<sup>30</sup>。

<sup>23</sup> 栗原福也『ベネルクス現代史』（世界現代史 21）山川出版社、1982、pp.63-64、71-73。

<sup>24</sup> “De Grondwet, Artikel 27: afstand koningschap.” Nederland Rechtsstaat website <<https://www.nederlandrechtsstaat.nl/module/nlrs/script/viewer.asp?soort=commentaar&artikel=27>>

<sup>25</sup> Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden

<sup>26</sup> “De Grondwet, Artikel 27: afstand koningschap.” *op.cit.*(24)

<sup>27</sup> *ibid.*

<sup>28</sup> Tweede Kamer der Staten-Generaal, *Kamerstukken II*, 1979/80, 16 034 (R 1138), nr. 3, p.5; C. W. van der Pot, *Handboek van het nederlandse staatsrecht*, 15. druk, Deventer: Kluwer, 2006, pp.490-491; *ibid.*

<sup>29</sup> “Queen Beatrix of the Netherlands to abdicate for son,” *BBC News*, 28 January 2013. <<http://www.bbc.com/news/world-europe-21237254>>

<sup>30</sup> 国立公文書館で 4 人の国王・女王の退位証書のデジタル化画像が提供されている（“Aktes van abdicatie toen en nu.” National Archief website <<http://www.gahetna.nl/abdicatie>>）。

政府は、①退位自体は国王の個人的な行為であり、大臣は責任を負わず、退位証書には大臣の副署は必要がないが、退位の執行について責任を負う、②大臣が退位に異議がある場合には、自らの責任に基づき国王の決定に影響を及ぼすよう努める権限と義務がある、③退位に関して大臣が責任を負う範囲内で議会は退位に関与することができる、という見解を取っている<sup>31</sup>。憲法学者からは、①に対しては、退位証書を大臣が副署をする勅令の形式にすることにより、大臣が責任を負うべきであるという批判、②に対しては逆の立場から大臣の責任は、せいぜい退位が適当なときに行われるよう内閣が対応したかどうかにとどまるという批判がある<sup>32</sup>。

### III ベルギー

#### 1 退位の例

国王アルベール 2 世 (Albert II, 1934-. 在位 1993-2013) は、高齢のため職務を全うするのに十分な健康状態にないことを理由に、2013 年に 79 歳で退位した<sup>33</sup>。アルベール 2 世は 1830 年のベルギーの独立以降 7 代目の国王であるが、退位は 1951 年 6 月に退位したレオポルド 3 世 (Leopold III, 1908-1983. 在位 1934-1951) に次いで 2 例目である。

レオポルド 3 世は、第二次世界大戦開戦後、ロンドンで亡命政府を作る閣僚の案を退け、ベルギー国内にとどまり国軍最高司令官としてドイツ軍に降伏し、1944 年の連合国軍のノルマンディー上陸後はドイツで軟禁された。戦後、国王の戦時中の行動に対する責任とその帰国及び摂政<sup>34</sup>が行っていた国務を再び行うことをめぐり、国論が二分対立し政治的混乱を招く事態となり、最終的に国務を再び行うことを断念し、皇太子ボドゥアン 1 世 (Baudouin I, 1930-1993. 在位 1951-1993) に譲位した<sup>35</sup>。レオポルド 3 世は譲位後、まだ若かったボドゥアン 1 世の判断に影響を与え、「非公式の大臣のよう」な政治的活動を行っているという報道がなされたことがある<sup>36</sup>。

#### 2 退位制度

##### (1) 法令上の根拠

憲法<sup>37</sup>には退位に関する規定はないが、不文の憲法的慣習により退位が認められている。国王は、自身のみが判断する理由で退位することができる<sup>38</sup>。

また、ベルギーでは、国王は議会で宣誓してから即位することになっているが（憲法第 91 条第 2 項）、新国王となるべき王位継承者は、議会に宣誓をしないことを通知することにより即

<sup>31</sup> Tweede Kamer der Staten-Generaal, *Kamerstukken II*, 1980/81, 16 034 (R 1138), nr. 9, p.7.

<sup>32</sup> van der Pot, *op.cit.*(28); “De Grondwet, Artikel 27; afstand koningschap,” *op.cit.*(24)

<sup>33</sup> “Belgium’s King Albert II announces abdication,” *BBC News*, 3 July 2013. <<http://www.bbc.com/news/world-europe-23167525>>; St Barn, «Le roi des Belges, Albert II, abdique en faveur de son fils», *Le Figaro.fr*, 3 juin 2013. <<http://www.lefigaro.fr/international/2013/07/03/01003-20130703ARTFIG00633-le-roi-des-belges-albert-ii-abdique-en-faveur-de-son-fils.php>>

<sup>34</sup> 弟のシャルル (Charles) 王子がドイツ軍からの解放後の 1944 年 9 月に摂政に任命された。

<sup>35</sup> 栗原 前掲注(23), pp.226-230; “An unlucky monarch,” *New York Times*, May 27, 1959.

<sup>36</sup> *ibid.*

<sup>37</sup> Constitution du 17 février 1994

<sup>38</sup> Didier Batselé et al., *Initiation au droit constitutionnel*, 2. éd., Bruxelles: Bruylant, 2014, p.301; Francis Delpérée, *Le droit constitutionnel de la Belgique*, Bruxelles: Bruylant, 2000, pp.880-881.

位を辞退することができる<sup>39</sup>。

## (2) 退位手続

退位の法的な手続としては、王宮殿での退位式において、「…国王から自らの統治を終わらせ、憲法第 85 条の規定により自らが保有する憲法的権力を確定的に放棄する旨の厳粛な宣言を記録するよう依頼があり、…この証書を作成した…」という内容の司法大臣作成の退位証書に国王、証人として三権の代表者、文書作成者として司法大臣等が署名する。この退位証書は官報に公示される<sup>40</sup>。

アルベール 2 世の退位の際には<sup>41</sup>、2013 年 7 月 3 日に首相に宛てて職務を全うするのに十分な健康状態にないため 7 月 21 日に退位する旨の書簡<sup>42</sup>を出し、同日テレビでスピーチを行い<sup>43</sup>、7 月 21 日に退位式が行われた。

## IV ルクセンブルク

### 1 退位の例

1815 年の独立後オランダ国王を君主である大公とするオランダとの同君連合であったが、1890 年の同君連合解消後<sup>44</sup>、5 人の大公のうち、以下の 3 人が退位している。マリー＝アデライデ大公女 (Marie-Adélaïde, 1894-1924. 在位 1912-1919)、シャルロット大公女 (Charlotte, 1896-1985. 在位 1919-1964)、ジャン大公 (Jean, 1921-. 在位 1964-2000) である。このうち、マリー＝アデライデ大公女は、不文の憲法的慣習を顧慮せず憲法の条文の形式的な解釈から政治への介入権を主張し、議会の多数派の左派の代表者を首相に任命することを拒否し右派のルーチ首相 (Hubert Loutch. 首相 1915.11-12) を任命し、さらに議会に反対されると議会を解散するなどして、左派とリベラル派の敵意を掻き立てた。1919 年 1 月革命騒ぎが起き、議会で退位を求める声が出るに至り、ロイテル (Émile Reuter) 首相の説得で退位した<sup>45</sup>。シャルロット

<sup>39</sup> Delpérée, *ibid.*; Batselé et al., *ibid.*

<sup>40</sup> *Moniteur belge*, 16 et 17 juillet 1951, et 21 juillet 2013. 退位証書に大臣の副署は必要でないとする説 (Batselé et al., *ibid.*) と個人的な行為とはいえ政治的に重要なため必要とする説 (Delpérée, *ibid.*) があるが、この司法大臣の署名が副署に該当するのかわかるとは定かでない。

<sup>41</sup> 退位当時の首相であったエリオ・ディ・ルポ (Elio Di Rupo) は、2016 年 12 月に、アルベール 2 世から 2013 年 4 月に退位の相談を受けたが、退位の発表から王位継承までの期間が数か月あるのは、新フラマン同盟 (N-VA) (フラマン語圏の地域政党) が国を不安定化するおそれがあると考え、発表を遅らせてもらった、これを知っていたのは自分と 2 人の高官だけだったと語っている (“Elio Di Rupo vroeg koning Albert troonsafstand stil te houden,” *De Standaard*, 17 december 2016. <[http://www.standaard.be/cnt/dmf20161216\\_02631456](http://www.standaard.be/cnt/dmf20161216_02631456)> )。

<sup>42</sup> “Letterlijk. de brief van Albert II aan premier De Rupo,” *De Standaard*, 3 juli 2013. <[http://www.standaard.be/cnt/dmf20130703\\_049](http://www.standaard.be/cnt/dmf20130703_049)>

<sup>43</sup> *BBC News*, *op.cit.*(33)

<sup>44</sup> 大公を兼ねていたオランダ国王ウィレム 3 世が 1890 年 11 月死去した。ウィレム 3 世には男性継承者がいなかったため、女性への継承を認めていなかったナッソー家協約に基づきナッソー家の唯一の男性継承者であったナッソー＝ヴァイルブルク (Nassau-Weilburg) 家の家系のアドルフ (Adolphe) が大公位を継承した。アドルフはかつてナッソー公国 (Herzogtum Nassau, 1806-1866) の君主ナッソー公爵 (Herzog von Nassau. 在位 1839-1866) であった。なお、女性の継承については 1907 年ナッソー家家憲 (Le Statut de famille de la Maison de Nassau) により認められた (Marc Feyereisen et Brigitte Louise Pochon, *L'État du Grand-Duché de Luxembourg*, Bruxelles: Promoculture-Lacrier, 2015, pp.31-33)。

<sup>45</sup> *The Grand Ducal Family of Luxembourg*, Ministère d'État, Service Information et Presse, 2002, p.21. <[https://www.gouvernement.lu/1828538/La\\_famille\\_grand-ducale-EN.pdf](https://www.gouvernement.lu/1828538/La_famille_grand-ducale-EN.pdf)>; “La famille grand-ducale.” Ambassade du Luxembourg à Pékin website <<http://pekin.mae.lu/fr/Le-Grand-Duche-du-Luxembourg/La-famille-grand-ducale>>; “La famille grand-

大公女とジャン大公は世代交代を理由とした<sup>46</sup>。

## 2 退位制度

### (1) 法令上の根拠

憲法<sup>47</sup>には退位に関する規定はない。国家機関が関与せずにルクセンブルク大公家内で大公が制定する大公家の家憲であるナッソー家協約<sup>48</sup>に「王位継承権は、大公の死去及び退位の場合に性別にかかわらず、その第一子に帰属する」という規定（第24条第2項）があり、退位を死去と並ぶ王位継承の原因としている。

なお、ここ数年来、議会の委員会で審議されているルクセンブルクの新憲法草案（2013年10月11日版）では、大公の退位を死去と同じく王位継承原因と規定する（第57条第2項）とともに、「大公の退位は、撤回することができない文書の様式で行うことを要件とする。」（第56条第3項）という規定が設けられている<sup>49</sup>。

### (2) 退位手続

退位の手続としては、議会（一院制）の承認が必要とされる<sup>50</sup>。ジャン大公の退位の際の例を挙げれば、1999年12月22日付けで大公が2000年9月にアンリ皇太子（Henri, 1955-）に譲位する旨を記した書簡を首相に宛てて送り、12月24日、議会で通常の議事とは異なる儀式的な議事（議事の終盤で国歌斉唱が行われている。）の下で、首相が、その書簡を読み上げ、短い演説を行い、議会は（会議録上で見る限り）採決なしで承認した<sup>51</sup>。この日の夜には大公がテレビで退位のスピーチを行った<sup>52</sup>。

2000年10月7日<sup>53</sup>の退位日には退位の式典が挙行政され、その場で大公は王位を放棄し、アンリ皇太子に譲位する旨の大公令に署名した（首相の副署あり）。大公令は官報で公示された<sup>54</sup>。新大公の議会での宣誓式は、退位式と同日に行われた<sup>55</sup>。

---

ducale.” Ambassade du Luxembourg à Pékin website <<http://pekin.mae.lu/fr/Le-Grand-Duche-du-Luxembourg/La-famille-grand-ducale>>; Luc Heuschling, «Le capital de légitimité se réduit», 18 septembre 2012, Paperjam website <<http://paperjam.lu/news/le-capital-de-legitimite-se-reduit>>

<sup>46</sup> Edward T. O’Toole, “Charlotte to yield Luxembourg throne to son,” *New York Times*, 20 March, 1964. ジャン大公の首相宛退位書簡（La Chambre des députés, Grande-Duché de Luxembourg, *Comptes rendus des séances*, 24 Décembre 1999, p.518）に掲載。

<sup>47</sup> Constitution du 17 octobre 1868

<sup>48</sup> ナッソー家協約は、1783年にオランダ国王家の家系のナッソー＝オラニエ家と現ルクセンブルク大公家の家系のナッソー＝ヴァイルブルク家とその後断絶した2家のナッソー家4家系の間で継承・相続規則を取り決めた協約（Feyereisen et Pochon, *op.cit.*(44), p.31）で締結時は国際条約であった。その後の大公家の家憲としての改正は秘匿され、2012年に初めて官報で公示された（Décret grand-ducal du 11 juin 2012 portant coordination du Pacte de famille du 30 juin 1783 (*Memorial B*, No.51, 23 juin 2012, p.830)）（リュック・ホイシュリンク（井上武史訳）「ナッソー協約・侯爵法・皇室典範—リュクサンブールと日本の対話のための序説—」『岡山大学法学会雑誌』62巻2号, 2012.12, pp.160-161）。

<sup>49</sup> “Verfassungsentwurf (2013).” Die Verfassungs reform website <<http://www.forum.lu/constitution/index.php/dokumente/verfassungsentwurf-mai-2013/>>

<sup>50</sup> O’Toole, *op.cit.*(46); “Luxembourg’s Grand Duke to abdicate in favour of son,” *National Post*, 24 December 1999.

<sup>51</sup> La Chambre des députés, *op.cit.*(46), pp.517-520.

<sup>52</sup> *ibid.*, p.519.

<sup>53</sup> 末子の公子の交通事故のため9月の予定が遅れた (“Luxembourg’s new Grand Duke,” *BBC News*, 7 October 2000. <<http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/961636.stm>>）。

<sup>54</sup> Arrêté grand-ducal du 7 octobre 2000 portant abdication de Son Altesse Royale le Grand-Duc de Luxembourg (*Memorial A*, No.102, 7 octobre 2000, p.2246)

<sup>55</sup> *The Grand Ducal Family of Luxembourg*, *op.cit.*(45), pp.41-42.



### (3) 大公代理制度

大公は、国内に居住する公子を大公代理（Lieutenant-Représentant）に任命して、委任した範囲の自身の憲法上の権能の行使を一時的又は恒久的に代理させることができる（憲法第42条）。元々はオランダと同君連合の時代に大公を兼ねたオランダ国王が国内に不在であったため、王子を代理として国内に居住させていたものであった<sup>56</sup>。同君連合解消後は、首相に政務を任せ、バイエルンにある自身の所有する城で年の大半を過ごしていたアドルフ大公（Adolphe, 1817-1905. 在位 1890-1905）が、85歳のときにギヨーム皇太子（Guillaume IV, 1852-1912. 代理期間 1902-1905, 在位 1905-1912）を代理に任命した。ギヨーム皇太子はアドルフ大公の死去まで代理を務めている。シャルロット大公女は、退位の3年前の1961年にジャン皇太子を、ジャン大公は退位の2年前の1998年にアンリ皇太子をそれぞれ大公代理に任命し<sup>57</sup>、退位の前段階としてこの制度が利用されている。

## V スペイン

### 1 退位の例

2014年6月、国王フアン・カルロス1世（Juan Carlos I, 1938-. 在位 1975-2014）が世代交代を理由に76歳で退位した。フアン・カルロス1世はフランコ時代の独裁体制からの民主化を指導してきたが、国が最悪の不況にある中、自身がボツワナに象狩りに出かけていたことが判明し、また、娘のクリスティーナ王女夫妻の金銭スキャンダルも発覚し、王制と国王への国民の支持が急速に失われていた。そこで依然として支持率の高いフェリペ皇太子（Felipe VI）に譲位して王制への支持回復を狙ったものと見られている<sup>58</sup>。

スペインの王制の歴史上、退位の例はこれより前には神聖ローマ帝国皇帝・スペイン国王カルロス5世（Carlos V, 1500-1558. 在位 1516-1556. ドイツ語ではカール5世）、フェリペ5世（Felipe V, 1683-1746. 在位 1700-1724）、カルロス4世（Carlos IV, 1748-1819. 在位 1788-1808）、アマデオ1世（Amadeo I, 1845-1890. 在位 1870-1873）の4例あるが、カルロス5世を除き、完全な自由意思によるものではなく強制による面があったとされている<sup>59</sup>。

### 2 退位制度

#### (1) 法令上の根拠

憲法<sup>60</sup>では退位について「退位及び放棄並びに王位継承順序に関して生じた事実上又は法律

<sup>56</sup> オランダ国王ウィレム3世（Willem III）＝大公ギヨーム3世（Guillaume III, 1817-1890. 在位 1849-1890. オランダ語のウィレムがフランス語ではギヨーム）は弟のヘンドリック王子（Hendrik, 1820-1879. 代理期間 1850-1879）を代理に任命した。ヘンドリック王子の死去後、代理は置かれなかった（*ibid.*, pp.20, 96-97）。

<sup>57</sup> *ibid.*

<sup>58</sup> “Spain’s King Juan Carlos to abdicate,” *Guardian*, 2 June 2014. <<https://www.theguardian.com/world/2014/jun/02/spain-s-king-juan-carlos-to-abdicate>>; 野口健格「スペインにおける王制の憲法的課題と現状」『中央学院大学法学論叢』44号, 2015.8, pp.47-49.

<sup>59</sup> Joan Ridaó Martín, «Abdicación y monarquía parlamentaria en la España del siglo XXI», *Derecho y cambio social*, año 11, número 37, 2014, págs. 11-12. なお、イザベル2世（Isabel II, 1830-1904. 在位 1833-1868）とアルフォンソ13世（Alfonso XIII, 1886-1941. 在位 1886-1931）は国外に亡命し、亡命中の1870年、1941年にそれぞれ息子に譲位している。

<sup>60</sup> Constitución Española, 1978

上の疑義は、組織法により確定する。」（第 57 条第 5 項）という規定が置かれている。組織法とは、可決に議会の絶対多数を要する法律形式である（第 81 条第 2 項）。この憲法第 57 条第 5 項については以下のように解釈されている。

- ・ 1808 年にナポレオン (Napoleon Bonaparte) が、カルロス 4 世とその息子のフェルナンド 7 世 (Fernando VII) をフランスのバイヨンヌに呼び出し王位に係る権利をナポレオン自身に譲らせ (バイヨンヌの譲位)<sup>61</sup>、自らの兄ジョゼフ・ボナパルト (Joseph Bonaparte) をスペインの王位に就けた。このことがきっかけで、スペイン独立戦争が起こり、その結果、国民主権の 1812 年憲法が制定された。そのような経緯から 1812 年憲法では「譲位を希望した場合に、議会の同意なくこれを行うことができない。」（第 172 条第 3 項第 2 文）という規定が盛り込まれた。その根拠は、国王及び王室と国民との間には明示・黙示の契約があり、これを一方のみが変更することができず、国王が退位する場合には、国民の代表である議会の同意が必要であるという考え方である。これがスペインの憲法的な伝統としてその後の憲法 (1837 年、1845 年、1869 年、1876 年の各憲法) に引き継がれ、現行憲法でも退位には議会の同意が必要とされている<sup>62</sup>。
- ・ 憲法 57 条第 5 項の「放棄」とは、王位継承権者がその継承権を放棄することを意味しており、継承権の放棄も憲法上認められている<sup>63</sup>。
- ・ 組織法の性質について、憲法学者の間で解釈の対立がある。多数説は個々の退位ごとに立法が必要であるとしたのに対し、少数説は退位について手続等を定める一般法を設ける必要があるとした<sup>64</sup>。1978 年の憲法制定から 2014 年のフアン・カルロス 1 世の退位まで 30 数年間退位に関する一般的な法律は設けられなかった。フアン・カルロス 1 世の退位に当たり、政府は、現行憲法第 57 条第 5 項と同じ規定ぶりを持つ過去の憲法 (1845、1869、1876 年憲法) の規定が「特別法により承認」という文言であったことを根拠にして個別の退位ごとの特別法が憲法の解釈であるとし、特別法で対応した<sup>65</sup>。だがこれ以後、憲法学者からは特別法とともに退位についての一般法を制定する必要性が説かれるようになってきている<sup>66</sup>。

退位の法的効果については、憲法やその他の法令に規定はないが、退位と同時に王位継承が行われると解釈されている<sup>67</sup>。

フアン・カルロス 1 世の退位に当たり、この憲法の規定に基づき成立した特別法である「フアン・カルロス 1 世の退位を有効とするための組織法」<sup>68</sup>は、1 条のみで①フアン・カルロス 1 世

<sup>61</sup> この時期、父子のどちらが王位にあったかは時系列で見ると齟齬がある。カルロス 4 世は 1808 年 3 月 19 日にフェルナンド皇太子に譲位したが、5 月 5 日に自らの王位に係る権利をナポレオンに譲ることに同意し、その翌日の 5 月 6 日にフェルナンド 7 世は父カルロス 4 世に王位を返すことに同意している (José María de Francisco Olmos, «Conflictos bélicos y circulación de moneda extranjera en España 1808-1836: la documentación de la inestabilidad», *Revista general de información y documentación*, Vol. 11, Núm. 1, 2001, págs. 112-113)。

<sup>62</sup> Joaquín Tomás Villarroja, «Las abdicaciones y renunciaciones», Oscar Alzaga Villaamil, dig., *Comentarios a la Constitución Española de 1978*, Tomo V, Madrid: EDERSA, 1997, págs. 160-162.

<sup>63</sup> Alfredo Pérez de Armiñán y de la Serna, «La ordenación jurídica de las abdicaciones y. renunciaciones», Villaamil, *ibid.*, págs. 171-172.

<sup>64</sup> *ibid.*, págs. 169-171.

<sup>65</sup> Ministerio de la Presidencia, «El escrito de remisión y la documentación relativa al Proyecto de Ley Orgánica por la que se hace efectiva la abdicación de su Majestad el Rey Don Juan Carlos I de Borbón», Madrid, 3 de junio de 2014. El Mund website <[http://estaticos.elmundo.es/documentos/2014/06/03/proyecto\\_ley\\_organica\\_rey.pdf](http://estaticos.elmundo.es/documentos/2014/06/03/proyecto_ley_organica_rey.pdf)>

<sup>66</sup> Martín, *op.cit.*(59), págs. 20-21; Víctor Ferreres Comella, «La Ley Orgánica de abdicación del Rey Juan Carlos», *Actualidad Jurídica Uria Menéndez*, Núm. 38, 2014, pág. 126.

<sup>67</sup> Martín, *ibid.*, pág. 161.

<sup>68</sup> Ley Orgánica 3/2014, de 18 de junio, por la que se hace efectiva la abdicación de Su Majestad el Rey Don Juan

が退位する、②退位はこの法律の施行時に発効する、③附則で官報掲載時に施行する、と規定している。

## (2) 退位手続

フアン・カルロス 1 世の退位の際の手続は、以下のとおりである。①2014 年 6 月 2 日、国王は退位の動機等を含めて退位する旨を書いた書簡を首相の前で署名して手交し、テレビでスピーチを行った<sup>69</sup>。②6 月 3 日、臨時閣議で組織法案が決定され、法案は国王の書簡を引用した提出理由書を添えて、議会に提出された<sup>70</sup>。③議会では政府の要請・指定により緊急手続で行われ<sup>71</sup>、下院では 6 月 11 日に賛成 299、反対 19、棄権 23、上院では 6 月 17 日に賛成 233、反対 20、棄権 5 で同法案が可決された<sup>72</sup>。④6 月 19 日当該法律が官報に掲載され、退位が有効となった。

なお、国王による退位文書に首相の副署（憲法第 56 条第 3 項、第 64 条）が必要か否かで学説上争いがある。この場合の副署は当該文書が国王の意思が自由に表明されたものとなっていることを認証する性格のものでされている。以前は、議会の承認とかかわりなく、副署が必要とする説が多数説で、退位は国王の私的行為であるから結婚の決定等と同様に不要であるとする説が少数説であったが<sup>73</sup>、今回の退位で首相の副署がなされなかったことから、首相の副署の欠落は議会の承認により補填されるとする説も主張されている<sup>74</sup>。

## VI リヒテンシュタイン

### 1 公務からの引退例

リヒテンシュタインの君主は儀礼的・形式的権能にとどまらない強力な政治的権能を有している。2004 年 8 月その君主であるハンス・アダム 2 世公爵<sup>75</sup> (Hans-Adam II, 1945-. 在位 1989-) が 59 歳で公務から引退し、君主である公爵の地位を保ったまま、長男のアロイス皇太子 (Alois, 1968-) が公爵位継承準備のための代行となった<sup>76</sup>。

その前の 3 代の君主ヨハン 2 世 (Johann II, 1840-1929. 在位 1858-1929 引退 1921 (81 歳))、フランツ 1 世 (Franz I, 1853-1938. 在位 1929-1938 引退 1930 (76 歳))、フランツ・ヨーゼフ 2 世 (Franz Joseph II, 1906-1989. 在位 1938-1989 引退 1986 (80 歳)) もこの制度により公務

Carlos I de Borbón (BOE n.º148, 19 junio 2014, págs. 46396-46398)

<sup>69</sup> “King Juan Carlos steps down: full speech,” *The local es*, 2 June 2014. <<https://www.thelocal.es/20140602/the-kings-speech-juan-carlos-abdicates>> 退任スピーチ全文の英訳を掲載。

<sup>70</sup> Ministerio de la Presidencia, *op.cit.*(65)

<sup>71</sup> *ibid.* このとき両院で、左派会派の議員から、3 か月以内の王制か共和制かを選択する国民投票実施と、共和制支持が多数を占めた場合には政体変更のための憲法改正手続を開始する条文を加える修正案が出されている（修正案は否決された。） (Cortes Generales, *Diario des sesiones del Congreso de los Diputados*, n.º204, 11 junio 2014, pág. 39; Cortes Generales, *Diario des sesione: Senado*, n.º116, 17 junio 2014, pág. 10950)。

<sup>72</sup> Congreso de los Diputados, *Boletín oficial del las Cortes Generales*, n.ºA-98-2, 11 junio 2014, págs. 1-17; Senado, *Boletín oficial del las Cortes Generales*, n.º 367, 17 junio 2014, págs. 9-10.

<sup>73</sup> Armiñán, *op.cit.*(63), págs. 170-171.

<sup>74</sup> Comella, *op.cit.*(66), págs. 124-125.

<sup>75</sup> 公爵 (Fürst) は神聖ローマ帝国、ドイツ連邦、ドイツ帝国における領主・君主の意味で、その統治する国は公国 (Fürstentum) と呼ばれた。Fürst は公爵 (Herzog) と伯爵 (Graf) の間の爵位とされるところから侯爵と訳されることもあるが、非ドイツ圏との爵位とのバランスから公爵の訳語が使われることもある。本稿では外務省の訳語に従った。

<sup>76</sup> Fürstliche Verordnung vom 15. August 2004 (LGBl. 2004 Nr. 171)

から引退し、代行の設置が行われている<sup>77</sup>。リヒテンシュタインはヨーロッパの君主制国の中で唯一女性君主を認めておらず、これらの引退した君主は全員男性である。

## 2 継承準備のために置かれる代行制度

公爵は、不在・病気のために一時的に故障があるとき又は公爵位継承準備のために皇太子を代行として自らの権能の行使を委任することができる（憲法<sup>78</sup>第 13 条の 2）。この制度は、歴史的には国外にいる公爵のために国内で任務を行う代官（Landvogt）の制度に由来するものである。実際に公爵がリヒテンシュタイン国内に居住を始めたのは 1938 年のフランツ・ヨーゼフ 2 世からであり、現行の 1921 年憲法制定時の規定は、公爵が長期不在の場合に毎年一定期間、及びその他場合により国に公爵家の公子を派遣し、公爵の権能を代行として行使することを委任する（第 13 条第 2 項）というものであった。1921 年と 1930 年にはこの規定を根拠に皇太子を代行として公爵の権能<sup>79</sup>が委任された。その後規定を明確にするため 1984 年に憲法が改正され、旧規定（第 13 条第 2 項）を削除し、一時的な故障と公爵位継承の準備のために代行を置くことができるという 1 条（第 13 条の 2）が加えられた。

この代行制度は、以下のように解釈されている<sup>80</sup>。

- ・公爵位継承の準備のためとされているが、公爵が健康上の理由で十分に職務を遂行することができなければ、代行を設置することができる。
- ・権能の全てを委任する必要はなく、公爵は委任する権能の範囲を決めることができる。
- ・委任の撤回や委任した権能の縮小も可能である。
- ・代行が引き受けた職務については、公爵は行うことができなくなる。しかし、法律の裁可のような形式的な行為を除く、各界の人との会談のような純粋の国の代表としての職務は、引き続き行うことができる。

1984年のハンス・アダム2世、2004年のアロイス2世をそれぞれ代行に任命した公爵令では、全ての権能を委任するが、公爵は、重要な国務については、代行から報告を受けることになっている<sup>81</sup>。ハンス・アダム2世は自著でこの制度の利点として、公爵が代行の相談役になれることを挙げているが<sup>82</sup>、強大な政治的な権能を有するリヒテンシュタイン公爵ならではのことといえよう。

## 3 退位制度

この代行制度とは別に、退位制度もある。公爵の退位手続として皇太子、公爵家会議及び首相に対する明確なかつ書面での意思表示が必要なこと、成人の公子は退位と同様な手続で公爵

<sup>77</sup> Kundmachung vom 24. Dezember 1921 [Stellvertretung des Landesfürsten] (LGBl. 1922, Nr. 1); Kundmachung vom 15. Mai 1930 [Einrichtung einer Stellvertretung] (LGBl. 1930 Nr. 6); Fürstliche Verordnung vom 26. August 1984 betreffend die Einrichtung einer Stellvertretung (LGBl. 1984 Nr. 32)

<sup>78</sup> Verfassung des Fürstentums Liechtenstein vom 5. Oktober 1921

<sup>79</sup> 1921年には皇太子（ヨハン2世の弟）のフランツ1世も国内に居住していなかったため外交的権能のみが委任された（Kundmachung vom 24. Dezember 1921, *op.cit.*(77)）。

<sup>80</sup> “Art 13bis.” Vefassung.li website <[https://verfassung.li/Art\\_13bis](https://verfassung.li/Art_13bis)>

<sup>81</sup> *ibid.*

<sup>82</sup> ハンス・アダムII世（日本リヒテンシュタイン協会訳）『三千年紀の国家』郁文堂、2016、p.105。（原書名：Fürst Hans-Adam II von Liechtenstein, *Der Staat im dritten Jahrtausend*, 2010.）

位継承権を自由に放棄することができること<sup>83</sup>がリヒテンシュタイン公爵家家憲<sup>84</sup>で定められている（同第13条）。

## おわりに

以上見てきたように、ヨーロッパ諸国の退位について規定する法令は、憲法、法律、家憲、慣習法と様々であるが、何ら条件を課さず自由な意思による退位を認めている点、法令の規定以前に君主が退位することができることを前提にして、法令で規定する場合にはその効果や手続を規定している点では共通している。

最後に君主の自発的退位を可能とする法的な理論づけの諸説について紹介しておく。第一の説は、君主の地位は国の機関であるから、他の機関が辞職可能であるのと同様に退位も可能とするものである。しかし、この説については、機関で辞職ができない職もあり、機関ということから退位可能であることは説明できないと批判されている<sup>85</sup>。第二の説は、君主にその職務を遂行するよう強制することがはできないので、君主の職務の継続を保証するためには、君主が心身健康であり、摂政を置くことも、強制的に君主の地位から降ろすこと（廃位）もできない場合、退位を可能としなければならないというものである<sup>86</sup>。しかし、この説では、英国のエドワード8世のように、職務の遂行が問題でなく、君主の地位自体を放棄したいという場合にはうまく説明できず、また、世襲の君主が負う義務の性質との関係が明らかにされず、説得力に欠ける部分がある。第三の説は、君主の地位に係る権利には、この権利を十分に根拠のある理由なしにおろそかにしないという道義的義務を伴うが、それについて判断するのは義務者である君主自身であるので、この権利はその性質上自由に放棄可能としなければならないというものである<sup>87</sup>。英国のエドワード8世の退位やその他のヨーロッパの君主の自発的な退位の例は、この説で説明可能なように思われる。

<sup>83</sup> 1923年2月にアロイス（Alois）公子、同年3月にフランツ（Fraz）公子がそれぞれ継承権を放棄している（“Art 13bis,” *op.cit.*(80)）。

<sup>84</sup> Hausgesetz des Fürstlichen Hauses Liechtenstein vom 26. Oktober 1993 (*LGBL*, 1993 Nr. 100) 家憲は国民からの要望で1993年に初めて官報公示された（ハンス・アーダムII世 同上）。

<sup>85</sup> Otto Mayer, *Das Staatsrecht des Königreichs Sachsen* (Das öffentliche Recht der Gegenwart, Bd. IX), Tübingen: J. C. B. Mohr, 1909, Fn. 3 zu § 10, S. 63.

<sup>86</sup> *ibid.*

<sup>87</sup> *ibid.*